

精華町教育委員会会議録

平成28年（第3回臨時）

1 開 会 平成28年11月21日(月) 午後5時00分
閉 会 平成28年11月21日(月) 午後5時20分

2 出席委員 伊藤委員長 中谷委員 蓑毛委員 細川委員
太田教育長 (欠席委員なし)

3 出席事務局職員

岩崎教育部長 竹島学校教育課長
仲村生涯学習課長 北澤総括指導主事
山崎学校教育課主幹

4 傍聴者 なし

5 議事の概要

(1) 開会

委員長から第3回臨時教育委員会の開会を宣言。

(2) 議決事項

議案第17号 精華町教育委員会委員の辞職同意を求めることについて

～地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)附則第2条第2項による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第5項の規定により、自己の一身上に関することについては議事に参加できないため、太田教育長退席後に議事を進行～

【提案説明】

岩崎教育部長 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行日である、平成27年4月1日から一年半以上経過し、来月には、伊藤教育委員長、蓑毛教育委員のお二人が任期満了により退任のご意向を示されている状況にある。これを契機に教育長についても新制度

に移行して教育委員会の体制を整備し、教育の継続性・安定性、政治的中立性のもと、町政との連携を図ることにより、さらなる教育のまちづくりを進めていくため、現行制度の下での教育長の辞職同意を求めるもの。なお、新たな教育委員会制度に対応した新教育長として太田信之氏の任命同意を町議会に求める予定。

【委員の意見】

中谷委員 平成26年に改正された、地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行後、1年半以上が経過した。移行措置期間があるものの、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築など、改正法の趣旨から新制度へ移行することは望ましいと思う。また、これまで新制度に対する議論もしてきており、今回の太田教育長の決断に賛同したい。

細川委員 精華町教育委員会は、移行措置期間として法改正前の教育委員会制度での運営をしてきているが、木村町長が定められた教育大綱や総合教育会議の開催など、既に新制度に沿った教育のまちづくりを進めてきている。このため、この機会に新制度へ移行することは望ましいと思う。

伊藤委員長 現行の委員会制度のまま進むと新制度への移行時期がなお1年半先となる。近隣の状況も新教育委員会制度に移行しつつあるなかで、新制度の移行に異論はない。

蓑毛委員 新制度の移行については、全国的に新教育委員会制度も定着してきており、本町においても新制度移行による混乱はないと思う。

【採決】 ・全員挙手により辞職同意を決定。

(3) 閉会

委員長が第3回臨時教育委員会の閉会を宣言。